

➤ 離職されたみなさまへ ◀

このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

ハローワーク窓口のご利用について

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。「受給資格決定」の他に「求職申込み」の手続きもあり、「求職申込み」には一定の時間がかかるため、**16時前までのご来所**をお願いします。

また、職業相談にも一定の時間がかかるため、職業相談・職業紹介をご利用の際には、9～17時の時間帯（平日）のご利用をお勧めします。

職業相談のみを行う夜間開庁や土曜開庁のハローワークもありますので、開庁時間等をご確認のうえ、ご利用ください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。

「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」（いわゆる**失業手当**）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者および日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

※ 受給手続きにはマイナンバーカードが必要です（2ページの④）

②へ

病気、出産、育児、不妊治療、疾病などで
すぐに働けない方は**受給期間延長**申請を

5ページの⑩へ

事業を開始等した方は
受給期間の特例申請を

6ページの⑪へ

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職（※）し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

※ 契約の変更により労働時間が短くなった結果、雇用保険の資格を喪失した場合も含まれますので、必ずこのパンフレットをご覧ください。



③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、**ハローワーク等にご相談ください。**

なお、会社から解雇されたものの、解雇無効として裁判等で争うため就職活動を行わない場合は、条件付きで受給できる制度がありますので、ハローワーク等にご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合あり） | ⑩ パート、アルバイト中の方（週あたりの労働時間が20時間未満の場合、失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合あり。ただし、就労した日や収入額の申告が必要） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住居所を管轄するハローワーク（10ページ参照）へ、ご自身で求職申込みなどの手続きをしてください。

なお、主として県内の別のハローワークで就職活動を行う方は、ご相談ください。

◆ 船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申込み手続きをお願いします。

受給手続きに必要なもの

1. **離職票－1** 氏名や住居所、払渡希望金融機関名および口座番号などを記入してください。
ただし、**個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人が記入してください。**
2. **離職票－2** 離職票－2は雇用保険手続きにより回収しますので事前にコピーを取っておきましょう。
3. **マイナンバーカード**
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の(1)および(2)の確認書類をお持ちください。
 - (1) **個人番号確認書類(いずれか1種類)**
通知カード、個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - (2) **身元(実在)確認書類**
(①のうちいずれか1種類。①の書類をお持ちでない方は、②のうち異なる2種類(コピー不可))
 - ① 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - ② 公的医療保険の資格確認書(当面の間、有効な被保険者証も認められる)、児童扶養手当証書など
4. **写真2枚**
最近の写真、正面上半身、ﾀｲﾍﾞﾙ 3.0 cm×ｺﾐﾃﾞ 2.4 cm。1枚は、離職票－2にある写真貼付欄に貼付してください。
※ 本手続きおよび今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には、顔写真を省略することが可能です。
5. **本人名義の預金通帳またはキャッシュカード**(一部の金融機関を除く)
6. 船員であった方は、船員保険失業保険証および船員手帳

離職票の交付を希望する旨を会社に伝えているにもかかわらず、会社が手続きをせず、離職票がお手元に届かない場合は、みなさまの住所を管轄するハローワークにご相談ください。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11日以上のある月が12か月ない場合は、賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については4ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であってもすべて提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」という）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	（暫定措置）

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。
なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期・給付制限・受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日(待期) + 1～3か月(給付制限) (※) が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)	

基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。
- ※ 正当な理由のない自己都合によって離職された方の給付制限期間は、**離職日が令和7年4月1日以降**である場合は**原則1か月、同年3月31日以前**である場合は**原則2か月**となります。ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または懲戒解雇された場合の給付制限期間は3か月となります。

＜令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除されます＞

正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、次のいずれかにあてはまる教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り)を離職の前1年以内に受けた方(途中退校は該当しない)または離職の日以後に受けている方は、**当該訓練を受ける期間と受け終わった後の期間について給付制限が解除されます。**

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練 | ② 公共職業訓練等 |
| ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練 | ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練 |

教育訓練等を受けた(受ける)方は、ハローワークにご相談ください。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方(契約期間が計3年未満)で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。詳しくは、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

① 病気やけがで働くことができない

（健康保険の傷病手当、労災保険の休業〔補償〕給付を受給中の場合を含む）

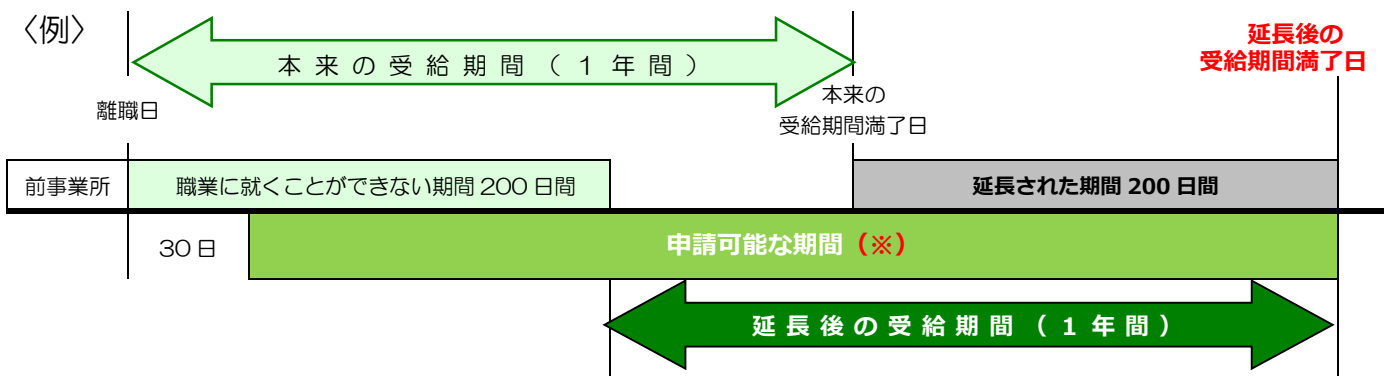
② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない（不妊治療を含む）

③ 親族の介護のため働くことができない

④ 60歳以上の定年退職や定年後の継続雇用の終了により退職して、しばらくの間休養する
（船員であった方は年齢要件が異なる）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日（働くことができなくなった日）の翌日から 30日過ぎてから早期に申請することが原則 （延長後の受給期間の最後の日までであれば申請可能）	退職の日の翌日から2か月以内 ※ 原則として、この期間を過ぎた申請は承認できないため、申請を検討中の方はご注意ください
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） 最長3年間	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） 最長1年間
提出書類	受給期間延長等申請書、退職票－2 ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住居所を管轄するハローワーク（受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数のすべてを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職の日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職の日の翌日以後に下記の要件をすべて満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと
 - ※ 次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・ 雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること
 - ・ 登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること
- ⑤ 離職の日の翌日以後に開始した事業であること
 - ※ 離職日以前に当該事業を開始し、離職の日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

＜留意事項＞

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	

- ★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

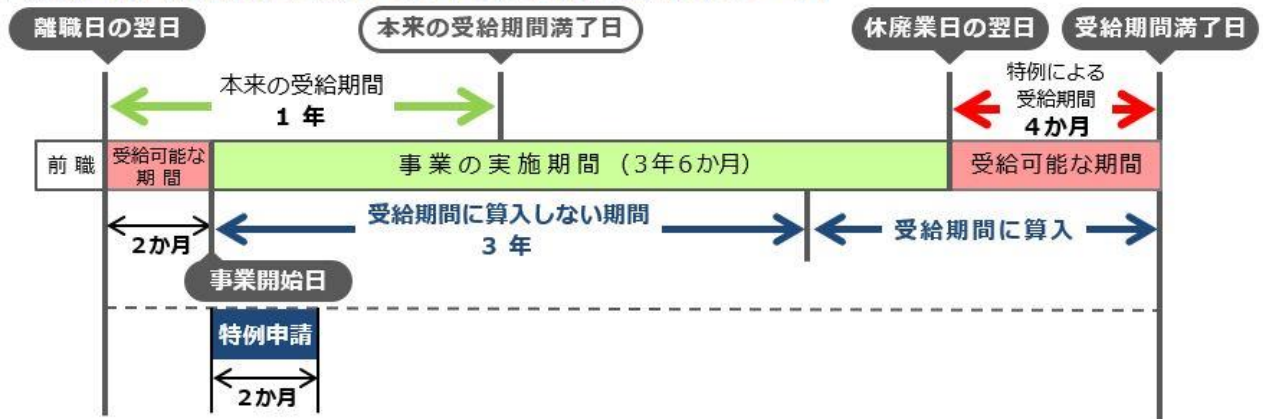
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ ただし、再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	(1) 受給期間延長等申請書 (2) 離職票-2(受給の手続きをしていない場合)または受給資格者証(受給の手続きをしている場合) (3) 事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 ① 事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 ② 事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)
提出先	住居所を管轄するハローワーク(受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク)

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



⑫ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑬ 国民健康保険料(税)の軽減について

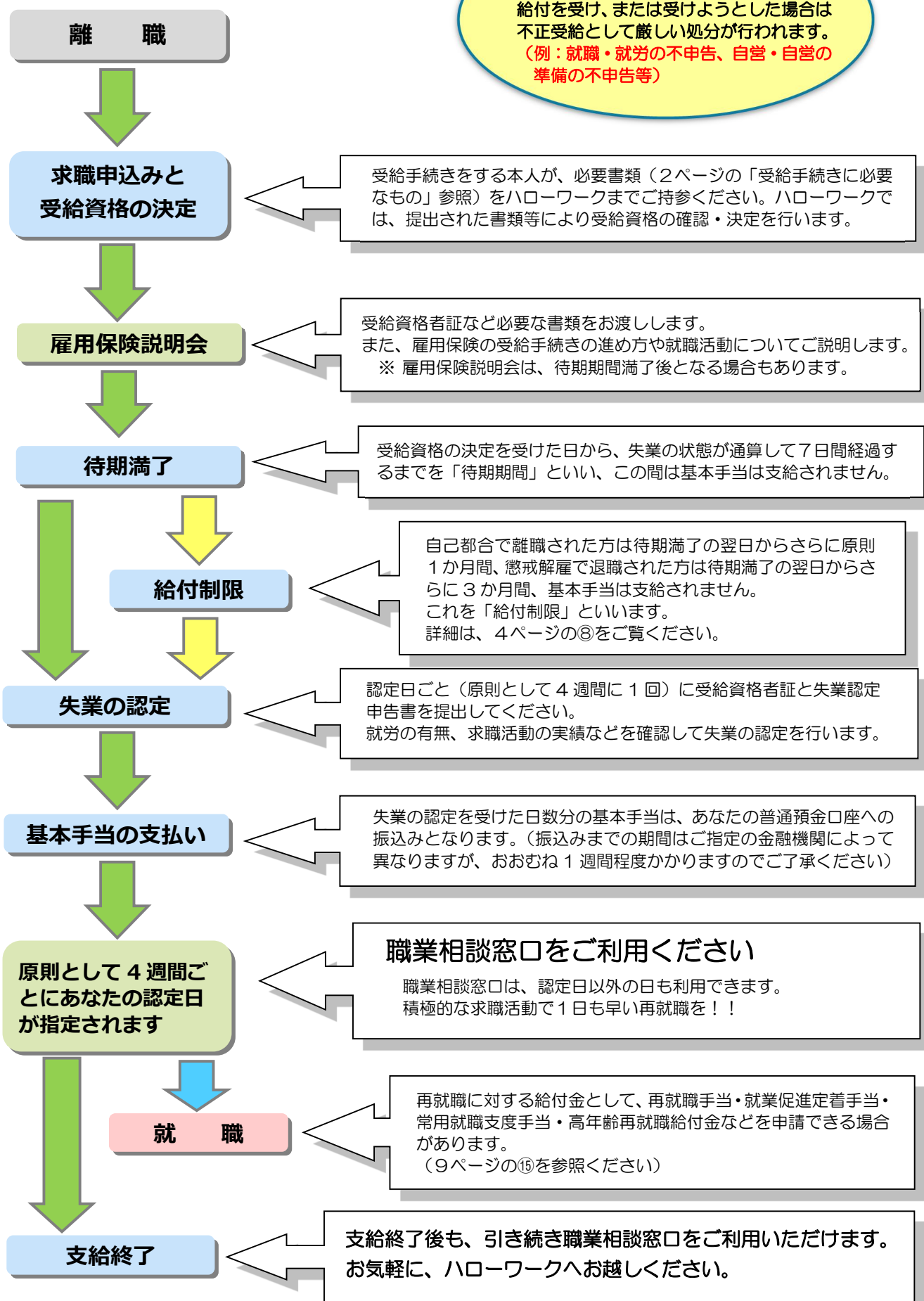
特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象外)

軽減を受けるためには届出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。
(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた(※)方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など

さらに、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

なお、これらの手当には、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満(※)の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※ 船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます。（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）

※ 60歳到達日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない場合はその期間が5年を満たすこととなった日）が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます。（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

※ 再就職の日が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

ハローワークでは、これまでの職歴の棚卸しなど、ご希望に応じた職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などのサービスを提供しています。

**再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!**

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
山 口	〒753-0064 山口市神田町 1-75	083 922-0043	山口市（防府公共職業安定所の管轄区域を除く）
下 関	〒751-0823 下関市貴船町 3-4-1	083 222-4031	下関市
宇 部	〒755-8609 宇部市北琴芝 2-4-30	0836 31-0164	宇部市、山陽小野田市、美祢市
防 府	〒747-0801 防府市駅南町 9-33	0835 22-3855	防府市、山口市徳地
萩	〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎	0838 22-0714	萩市、阿武郡
萩 (長門分室)	〒759-4101 長門市東深川 1324-1	0837 22-8609	長門市
徳 山	〒745-0866 周南市大字徳山 7510-8	0834 31-1950	周南市（下松公共職業安定所の管轄区域を除く）
下 松	〒744-0017 下松市東柳 1-6-1	0833 41-0870	下松市、光市、周南市のうち大字大河内・大字奥 関屋・大字小松原・大字清尾・大字中村・大字 原・大字樋口・大字八代・大字安田・大字呼坂・ 夢ヶ丘・勝間ヶ丘・熊毛中央町・新清光台・清光 台町・高水原・鶴見台・藤ヶ台・呼坂本町
岩 国	〒740-0022 岩国市山手町 1-1-21	0827 21-3281	岩国市、玖珂郡
柳 井	〒742-0031 柳井市南町 2-7-22	0820 22-2661	柳井市、大島郡、熊毛郡

地方運輸局

※ 船員での就職を希望される方

地方運輸局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎	〒745-0045 周南市徳山港町 6-35 徳山港湾合同庁舎	0834 21-0180	下関海事事務所管轄区域を除く山口県内
九州運輸局 下関海事事務所	〒750-0066 下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎	083 266-7151	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URL はこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

